

1. 会合名	証券化商品に関するワーキング・グループ（第18回）
2. 日 時	平成26年6月10日（火）10時00分～11時10分
3. 議 案	1. リスクリテンションに係る規制を踏まえたSIRP見直しの必要性等について 2. 証券化商品の投資動向等に係る地銀ヒアリングの結果について
4. 主な内容	1. リスクリテンションに係る規制を踏まえたSIRP見直しの必要性等について 証券化商品のリスクリテンション規制について、国際的な議論が進められており、国内においても、今後情報開示の拡充等が求められる可能性があることから、将来的なSIRP見直しの必要性等について議論を行ったところ、次のような質問・意見等が出された。（⇒部分は事務局としての暫定的な回答。） ・商品種類によって、オリジネーター等の定義が異なることから、検討にあたっては商品種類ごとの個別性に留意が必要。 ⇒ SIRPについては、4種類の商品別に作成している。特にCMBSは他の商品と比べて独自性が強いので、今後見直しが必要となった場合は、全ての商品カテゴリーを一律に考えるのではなく、商品カテゴリーごとに議論していく方針。 ・「リスクリテンションの開示」と言った場合、具体的にどのような開示が必要と考えられるか。 ⇒ 証券化組成に係る関係者が誰か、および数値レベルでのリスクリテンション割合などを指すと考え。後者については、発行された案件について、案件全体でのリスクリテンション割合、および劣後部分のリテンション割合などが投資家に情報開示され、投資家がリスク分析を行えるような体制が構築されることが望ましいと考える。なお、具体的な開示内容については、様々な論点があり、今後の検討が必要。 ・リスクリテンションといった場合、発行時にリテインした劣後部分等について、発行後もオリジネーターが継続的に保有し続

	けることが求められるのか。現在の日本の市場においては、劣後部分を購入する投資家層が育っていないため、結果としてオリジネーターが継続保有しているが、今後、市場が成熟していく中では、投資家等に売却するケースも考えられる。 ⇒ オリジネーターが保有している劣後部分等を外部に売却すること自体が否定されるわけではなく、そのような状況について、発行時の開示および期中開示を適切に行うことが求められるとの認識。 2. 証券化商品の投資動向等に係る地銀ヒアリングの結果について 事務局において実施した、主要地銀 11 行に対するヒアリングの結果について、事務局より説明があった。 ヒアリング結果に関しては、今後のワーキング・グループで取り組むべき課題の参考情報と位置付け、引き続きワーキング・グループとして、市場活性化等に向けた検討を進めることとされた。
5. その他	本議事概要は暫定版であり、今後、内容が変更される可能性がある。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制本部 公社債・金融商品部（金融商品担当）（03-3667-8516）